

岡垣町体育施設定期利用団体登録認定基準

第1章 総則

（目的）

体育施設定期利用団体（以下、「定期利用団体」という。）として登録することにより、年間を通じて定期的にスポーツを楽しみ、技能を高め、日常生活の中で個人の健康増進と会員相互の協調・親睦を図るとともに、活動を通じて地域社会の連帯感を強め、健康で明るい地域社会の形成に寄与することを目的にこの基準を定める。

（体育施設定期利用団体とは）

定期利用団体とは、以下の事項を遵守できる社会体育施設及び学校体育施設（以下、「体育施設」という。）を定期的に利用する団体のことをいう。

1. スポーツを楽しむために、同じ関心を持った人々の自発的な集まりであること。
2. スポーツを通じて仲間との交友を広め、またそのような機会を大切にする集まりであること。
3. その集まりの運営は、自分たちで処理する能力と自主性に富んだものであること。
4. その集まりの運営のために、民主的な手続きを経た規約を持ち、それを忠実に守ること。
5. 良いプログラムが立てられ、活動が持続し、仲間が十分満足するような配慮が行き届いていること。

（登録により定期的に利用できる体育施設）

1. 社会体育施設

町民体育館	バレーボール・バドミントン・バスケットボール・卓球・3B体操・インディアカ等
町民総合グラウンド （テニスコートあり）	軟式野球・ソフトボール・陸上・テニス・サッカー・ゲートボール・グラウンドゴルフ等
ふれあいスポーツ広場	軟式野球・ソフトボール・ゲートボール・グラウンドゴルフ等
松ヶ台グラウンド	軟式野球・ソフトボール・サッカー・ゲートボール・グラウンドゴルフ等
中央公民館テニスコート	テニス
町民弓道場	弓道
町民武道館	柔道・剣道・空手・太極拳・3B体操・レクダンス 卓球・テコンドー等

2.学校体育施設

学校名	施設名	
内浦小学校	運動場	体育館
吉木小学校	運動場	体育館
海老津小学校	運動場	体育館
山田小学校	運動場	体育館
戸切小学校	運動場	体育館
岡垣中学校	運動場	体育館
岡垣東中学校	運動場	体育館

第2章 認定

（認定基準）

定期利用団体として認定する場合は、次の各号に該当すること。

1. 新たに認定を受ける団体は、団体を律する規約・会則等を備えていること。
2. 体育施設の利用は指導者等の営利を目的としたものではないものとする。
（指導者等謝金は月額20,000円以内とする。）
2. 成人を含む代表者等役員が明確であること。
3. 会員数が10名以上であること。
4. 岡垣町の住民でスポーツを愛好する者が自発的・自主的に結成した地域住民が主体の組織であること。（原則として町民（町内居住者）を主体とし、会員の中で町民が2分の1以上の割合でなければならない。ただし、町外者（町外居住者）であっても、町内事業所に勤務している者は町民とみなすことができる。）

（認定の手続き）

認定を受けようとする団体は別に定める「岡垣町体育施設定期利用団体登録認定申請書」（別紙様式1）を岡垣町教育委員会生涯学習課に提出し、その認定を得なければならない。

（認定の期間）

1. 定期利用団体としての認定期間は、岡垣町教育委員会が定める年度の4月1日から翌々年の3月31日の2年間とする。
2. 認定期間途中での認定はその認定期間の残期間とする。

（認定の取り消し）

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、定期利用団体の認定を停止、または取り消すことができる。

1. 認定基準に該当しなくなったとき。
2. 施設の定期利用が申請した内容の2分の1に満たない場合。
3. 岡垣町立体育施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則、並びに岡垣町立小中学校の開放に関する運用方針を遵守しなかった場合。

（登録内容の変更）

次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに「岡垣町体育施設定期利用団体代表責任者等 変更申請書」を岡垣町教育委員会（生涯学習課）へ提出しなければならない。

1. 「団体代表者」「連絡者（登録申請者）」「会計係」が変更となった場合。
2. 会員の追加、変更及び削除が生じた場合。
3. その他、登録事項で変更が生じた場合。

第3章 体育施設定期利用団体登録による施設利用について

岡垣町立体育施設の設置及び管理に関する条例・岡垣町立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則・岡垣町立小中学校施設の開放に関する規則・その他法令に定めるもののほか、この基準の定めるところにより施設の利用を定める。

（施設の利用）

1. 定期利用団体登録による施設の定期利用については、機会を平等に提供するため、1 週当たりの利用を 2 回までとし、1 回の利用時間は 3 時間以内とする。なお、他の団体との競合を避けるためお互い協議すること。ただし、児童・生徒が活動する団体で青少年の育成につながると認められる団体については、1 週当たりの制限を設けない。
※登録更新時に競合し、協議が整わない場合は、双方立会いのもと、抽選により決定する。
※1 週当たり 3 回以上の利用を希望したい場合は、教育委員会に再度申請すること。
施設の利用状況等によっては、教育委員会が特に必要と認めた場合に限り、3 回以上の使用を認めるものとする。
2. 社会体育施設のうち、町民武道館の多目的室の定期利用が可能な時間は、月曜日から金曜日の 7 時から 17 時までとする。
なお閉鎖日は、表 1 のとおりとする。
学校体育施設の利用は、「岡垣町立小中学校の開放に関する運用方針」に基づいた学校開放時間とする。

表１：利用時間帯と閉鎖日等

施設名	利用時間帯	閉鎖日等
町民体育館	９：００～２２：００	第１・第３月曜日 （月曜日が祝祭日にあたる場合はその翌日） 及び１２月２９日から翌年１月３日 町民総合グラウンドの夜間照明は、４月１日から１１月３０日までとする。
町民総合グラウンド （テニスコート含む）	７：００～日没 （夜間照明は午後１０時まで）	
ふれあいスポーツ広場	７：００～日没	
松ヶ台グラウンド	７：００～日没	
中央公民館テニスコート	９：００～日没	
町民弓道場	９：００～２１：００	
町民武道館	７：００～２１：００	

（施設の利用手続き）

- １．社会体育施設の申込先は表２のとおりとし、学校体育施設は各公民館でのみ受付を行う。なお中学校の学校体育施設については中学校長の了解を受けた後申し込みを行なうこと。

表２：申込先

窓 口	受 付 日	受 付 時 間
中央・東部・西部公民館 （学校体育施設の受付は各公民館のみ）	月～日曜日	８：３０～２１：００ （第１・第３月曜日は １７：１５まで。 ただし、第１・第３月曜日が祝日の場合は、その翌日）
岡垣サンリーアイ	月～日曜日（休館日：水曜）	９：００～２１：００
いこいの里	火～日曜日（休館日：月曜・第１日曜日）	８：３０～１７：１５

※１２月２９日から翌年１月３日の間は、受付期間から除外する。

2. 体育施設の鍵の受け渡し場所は表3のとおりとする。

表3：鍵の受け渡し場所

窓口		施設名
社会 体育 施設	岡垣町中央公民館	中央公民館テニスコート 町民弓道場 松ヶ台グラウンド
	岡垣町東部公民館	町民体育館
	岡垣町西部公民館	ふれあいスポーツ広場
	町民武道館	町民総合グラウンド（テニスコート含む） 町民武道館
学 校 体 育 施 設	岡垣町中央公民館	岡垣中学校運動場・体育館 吉木小学校運動場・体育館
	岡垣町東部公民館	岡垣東中学校運動場・体育館 山田小学校運動場・体育館 戸切小学校運動場・体育館 海老津小学校運動場・体育館
	岡垣町西部公民館	内浦小学校運動場・体育館

3. 各体育施設の優先使用申請期間は次のとおりとする。

（1）社会体育施設

利用する月の前々月21日からその月末。なお、利用する月の前月の1日から7日は抽選期間となるので、定期利用時間であっても抽選となるので注意すること。

（2）学校体育施設

利用する月の前月10日から20日まで。ただし、中学校の体育施設を申請する場合は、事前に学校長へ利用可能か必ず確認を行うこと。なお、定期利用以外の時間帯は、利用する月の前月21日から申請ができる。ただし、利用日の5日前までに申請しなければならない。

※利用許可後であっても緊急に学校行事が入った場合は、利用許可の取り消しをすることができる。

※利用申請は、「岡垣町立小中学校の開放に関する運用方針」による。

（施設の利用範囲）

定期利用で認める利用は、各施設とも1面単位とする。（1面の単位の詳細は表4を参照）

表4：各施設の利用単位（1面）の範囲

施設名		1面単位の範囲・順序	
総合グラウンド	グラウンド	1面	サッカー（公式） ※B面寄りとする。
		2面	A面：照明付側とする。 B面：メインゲート側とする。
	テニスコート	4面	倉庫側からA・B・C・Dの 順序とする。
町民体育館		2面	A面：ステージ側とする。 B面：入口側とする。
町民武道館	多目的室	A面：トイレ側とする。 B面：更衣室側とする。	
ふれあいスポーツ広場	グラウンド	1面	
松ヶ台グラウンド		1面	軟式野球・サッカー（公式）
		2面	少年軟式野球・少年サッカー・ ソフトボール・ゲートボール・ グラウンドゴルフ A面：バックネット側 B面：溜め池側
中央公民館テニスコート		1面	

各学校 施設	海老津小学校運動場	2面	A面：バックネット側とする。 B面：滑り台等の側とする。
	内浦小学校運動場 吉木小学校運動場 山田小学校運動場 戸切小学校運動場 岡垣中学校運動場 岡垣東中学校運動場	1面	
	体育館	1面	

附則

この基準の施行は昭和58年4月1日からとする。

- *昭和61年7月1日から一部改正
- *平成 2年12月から一部改正
- *平成 5年4月1日から一部改正
- *平成 6年4月1日から一部改正
- *平成 7年4月1日から一部改正
- *平成 8年4月1日から一部改正
- *平成 9年4月1日から一部改正
- *平成11年4月1日から一部改正
- *平成11年6月1日から一部改正
- *平成12年6月1日から一部改正
- *平成15年12月から一部改正
- *平成18年4月1日から一部改正
- *平成18年10月1日から一部改正
- *平成23年1月13日から一部改正
- *平成24年11月20日から一部改正
- *平成26年11月12日から一部改正
- *平成28年11月16日から一部改正
- *令和7年4月1日から一部改正